

ID: 3027

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	指定の取消し		
法令名 根拠条項	母体保護法施行規則 第15条第4項		
法令番号	昭和27年厚生省令第32号		
<p>【基準】</p> <p>省令第15条第4項の規定による。 (指定の取消)</p> <p>第15条 被指定者は、指定の取消を受けようとするときは、その指定証を添え、文書により住所地の都道府県知事に申請しなければならない。</p> <p>2 被指定者が死亡し、又は失そ、う、宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)による死亡又は失そ、う、の届出義務者は、30日以内に指定証を添え、文書により住所地の都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前2項の場合において被指定者が標識の交付を受けた者であるときは、その標識をあわせて返納しなければならない。</p> <p>4 第1項の申請又は第2項の届出を受けた都道府県知事は、その指定を取り消さなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日